

1 総論	
① 営業時間短縮要請は何に基づくものか？	新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項に基づき要請するものです。
② 営業時間短縮要請の期間は？	【長崎市・佐世保市】 令和4年1月21日(金)から2月13日(日)まで(24日間) 【長崎市・佐世保市以外】 令和4年1月28日(金)から2月13日(日)まで(17日間)
③ 営業時間短縮要請の対象区域、対象施設は？	【対象区域】 県内全域 【対象施設】 食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている飲食店及び遊興施設(飲食スペースを有するもの) 「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」の認証を受けている店舗(以下「認証店」)及び受けていない店舗(以下「非認証店」)問わず対象となります。 ただし、以下の店舗は対象外です。 ・テイクアウトやデリバリー専門店 ※「2 営業時間短縮要請(対象施設)」⑤を参照 ・移動販売車による営業店舗 ※「2 営業時間短縮要請(対象施設)」⑤を参照 ・自動販売機(自動販売機で調理を行うホットスナックなど) ・イートインスペースを有するスーパーマーケットやコンビニエンスストア ・ホテル等の宿泊施設において宿泊客にのみ飲食を提供する場合の飲食施設
④ 営業時間短縮要請の内容は？	対象施設に対して以下を要請します。認証店及び非認証店問わず同様の取扱となります。 ①通常午後8時以降も営業している飲食店及び遊興施設に対し、午後8時から翌朝5時までの間、営業を行わないこと。 ②終日、酒類の提供・持ち込みを行わないこと。

2 営業時間短縮要請(対象施設)	
① 酒類の提供を行わない場合も対象になりますか？	酒類の提供を行わない飲食店も対象になります。
② インターネットカフェやマンガ喫茶は対象になりますか？	インターネットカフェ、マンガ喫茶のうち、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設については、対象になりません。
③ インターネットカフェの中にあるカラオケボックスは対象になりますか？	営業許可にカラオケボックス部分が含まれ、他のスペースと明確に区分できるのであれば、対象になります。
④ ホテル・旅館内のレストランや宴会場は対象になりますか？	ホテル・旅館内のレストランや宴会場は、宿泊客のみが利用する場合、対象になりません。ただし、宿泊客以外の方も利用できる場合は、対象となります。
⑤ テイクアウト店や車両による移動式の飲食店は対象になりますか？	原則、対象になりません。 ただし、日頃からテーブルやイスを設置し飲食スペースを設けている場合は、店舗の売上金額や件数等において、飲食スペースが主であれば、要請の対象となります。(「仮設1号」、「仮設2号」、「仮設3号」、「臨時」、「季節営業」、「仮設営業」の営業許可は対象外。個々の許可の内容については、保健所等にご確認ください。)飲食スペースとテイクアウトでは消費税率が異なるので、例えば、帳簿の消費税などを参考に、どちらが主か判断してください。
⑥ 店舗型の飲食店なのですが、屋外(テラス席)にのみ常設の飲食スペースがある場合は、対象になりますか？	テラス席などの屋外スペースで客が飲食することが通常の営業形態である店舗も対象です。 ただし、公道など許可を得ていない屋外スペースで営業を行っている場合などは対象外となります。
⑦ イートインコーナーがある大型スーパー店やコンビニエンスストアは対象になりますか？	対象になりません。 今回の営業時間短縮要請の対象となる飲食店とは、その店舗で調理した食品を客が飲食するために利用することを主とする施設です。スーパー等のイートインスペースは、その店舗で販売される商品の飲食のための利用が主となることから対象施設とはなりません。
⑧ 結婚式場は対象となりますか。	結婚式場における飲食についても、感染拡大防止の観点から要請対象となります。
⑨ ノンアルコールビール・ノンアルコールカクテルや微アルコール飲料は「酒類」に含まれますか？	ノンアルコール飲料の提供については、「酒類の提供」に含みません。含有アルコール飲料が1%未満の飲料については、酒税法に基づきノンアルコール飲料とし、提供いただいて構いません。

3 時短協力金		
①	協力金の申請方法や申請受付窓口は？	申請方法や受付期間については、申請受付窓口となる店舗が所在する市によって、対応が異なる場合があるため、受付準備が整い次第、順次県ホームページでお知らせします。
②	協力金の額はどのように決まりますか？	<p>店舗の事業規模(売上高)に応じて、協力金の額が決まります。おおむね以下のとおりです。「認証店」及び「非認証店」問わず同じ算出方法となります。</p> <p>【中小企業(個人事業主含む)】 →1店舗あたり=1日あたりの支給額(3~10万円)×24日間(17日間)</p> <p>【大企業】(中小企業も選択可) →1店舗あたり=1日あたりの支給額①(売上高減少額/日×0.4)×24日間(17日間) ※ただし、①の上限は「20万円/日」</p>
③	協力金の申請に必要な書類はどのようなものがあるか？	<p>詳細につきましては、順次県ホームページ等でお知らせを予定しておりますが、令和3年8月~9月に実施した時短要請とおおむね同様の書類を想定しておりますので、ご準備をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本人を確認できる書類の写し ※個人事業主の場合のみ必要 ○振込先口座の通帳の写し ○飲食店・喫茶店営業許可証の写し ○店舗名(屋号等)がわかる外観の写真 ○店内(飲食スペース)の写真 ○休業・営業時短短縮の状況が分かる写真等(変更前後の営業時間を確認できる店頭ポスターやチラシ、ホームページなど) ○その他申請に応じて必要となる書類(前年度又は前々年度の売上を証明する書類(確定申告書の写し等)など)
④	本店・本社が対象外区域の場合でも、対象区域内に店舗があれば支給の対象になりますか？	対象になります。
⑤	大企業も支給の対象になりますか？	対象になります。

【HP公表用】まん延防止等重点措置区域指定(県内全域)

⑥	1月21日(28日)から営業時間の短縮ができなかった場合、協力金の支給対象とはならないのですか？	対象になりません。 要請期間の全期間で営業時間の短縮等にご協力いただいた場合のみ、対象になります。
⑦	通常の営業時間が朝11時から夜10時までの酒類を提供する飲食店です。酒類を提供しなければ、営業を夜10時まで続けても、協力金の支給対象になりますか？	対象になりません。 酒類を終日提供しなくても、営業を夜8時まで短縮していただければ協力金の支給対象となります。
⑧	通常の営業時間が朝10時から夜7時までの飲食店です。期間中、完全休業したら時間短縮営業に対する協力金の支給対象になりますか？	対象になりません。 通常の営業時間が、今回の時間短縮営業(朝5時から夜8時まで)内の場合は協力金の対象になりません。
⑨	通常の営業時間が夜8時から翌朝2時までの飲食店です。営業時間を短縮することができませんが、休業したら協力金の支給対象になりますか？	夜8時から翌朝5時までの営業を自粛をしているので、協力金の支給対象になります。
⑩	一般営業は夜6時までですが、予約営業は夜8時以降もしています。この場合、夜8時以降の予約営業を自粛すれば支給の対象になりますか？	通常の状態として、県下の感染段階がレベル0に引き下げた令和3年10月6日以降において夜8時以降に営業していた実績がある場合、夜8時から翌朝5時までの間の予約営業の自粛にご協力いただければ、支給対象となります。
⑪	感染対策のため、既に自主的に夜8時までの時間短縮営業(又は休業)をしています。この場合、支給の対象になりますか？	原則、オミクロン株の市中感染が疑われ県下の感染段階をレベル1に引き上げた令和4年1月6日以降、感染対策のため自主的に休業・時間短縮営業をされている場合であって、今回の要請期間も休業・時間短縮営業を継続する場合は対象となります。
⑫	毎週日曜日が定休日の酒類を提供する飲食店です。期間中に定休日がありますが、その日数分の協力金相当額が減額されますか？	減額されません。 期間中に定休日が含まれていても、全期間を通じて要請に応じていただければ、「店舗ごとに算定される1日あたりの金額」×「24日間」が支給されます。

【HP公表用】まん延防止等重点措置区域指定（県内全域）

⑬	1月21日(28日)から休業する予定ですが、予約対応等のため時短要請期間中に午後8時以降に一時営業しても、協力金の支給対象になりますか？	対象になりません。 要請期間の全期間で営業時間の短縮にご協力いただいた場合のみ、対象になります。
⑭	レストランを夜8時で閉店し、その後はテイクアウトサービスのみ営業を続けた場合は支給の対象になりますか？	対象になります。 要請の対象であるレストラン内での営業を夜8時まで(酒類提供は終日自粛)としていただければ、その後テイクアウトサービスを営業されても支給の対象となります。
⑮	複数の店舗を有していますが、店舗の数ごとに協力金が支給されますか？また、全ての店舗が要請に応じないと支給されませんか？	要請に応じていただいた店舗ごとに支給されます。
⑯	1月20日(27日)から翌21日(28日)の午前0時以降にかけて営業している店舗です。 この場合、1月21日(28日)の午前0時から午前5時まで営業を自粛しないと支給の対象とならないのですか？	1月20日(27日)から引き続き翌21日(28日)午前0時から午前5時までの営業は、1月20日(27日)の営業の延長と考えます。 このため、1月21日(28日)の夜8時以降の時間短縮営業にご協力いただける場合、対象となります。 なお、引き続きの営業の場合は、酒類の提供は可能です。1月21日(28日)の営業開始から酒類の提供は不可となります。

4 認証店の取扱		
①	認証店においても今回の時短要請の対象になりますか？	要請の対象です。 認証店においても、午後8時までの営業時間短縮と酒類提供の終日自粛を要請します。
②	認証店と非認証店で要請内容や協力金は異なりますか。	要請内容、協力金の算出方法ともに同様となります。
③	要請内容や協力金額が認証店と非認証店とで同じとした理由は何でしょうか？(認証店のインセンティブはないでしょうか？)	全国のみならず、本県においても感染者数が爆発的に増えてきていること、特に飲食店が感染源と見られる感染事案が数多く確認されている現状から、一刻も早く感染拡大を防止することを第一に考え、認証店についても夜8時までの営業時間短縮及び酒類提供の終日自粛を実施させていただきますので、ご理解をお願いいたします。
④	非認証店と同じであれば要請期間中は認証基準を守らなくてもよいでしょうか？(席数を戻す/パーティーを外す等) 認証店のメリットを感じられないので、認証を返上したいと考えています。	県民の皆様へも会食の際は「感染防止対策の徹底されたコロナ対策認証店を利用」を呼び掛けているところであり、引続き感染防止対策の取組にご協力いただきますようお願いいたします。
⑤	ワクチン検査・パッケージの適用について	オミクロン株の流行により2回接種された方のブレークスルー感染が多発しているため、現在、ワクチン・検査パッケージ制度は適用していません。 (詳しくは、長崎県生活衛生課までお尋ねください。)
⑥	会食人数制限の緩和について(ワクチン・検査パッケージ制度登録店のみ)	ワクチン・検査パッケージ登録店において、検査により利用者全員の陰性を確認した場合に限り、人数制限を緩和します(5人以上可) なお、ワクチン接種証明では人数制限の緩和はできません。 ※登録方法については、長崎県飲食店ワクチン・検査パッケージ事務局コールセンター(095-818-2511)にお問い合わせください。
⑦	全員検査においては子ども(未就学児)も検査が必要なのでしょうか。	未就学児(概ね6歳未満)で保護者(親など)同伴の場合は検査不要です。概ね6歳以上は検査が必要となります。